

# 桑名市教育大綱（案）

～ 夢を持ち その夢に向かって努力する子 ～

平成 28 年〇月

桑 名 市

## 目 次

1	策定の趣旨	.....	1
2	期間	.....	1
3	本市教育の現状と課題	.....	3
4	基本理念	.....	7
5	基本方針	.....	8

# 1 策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、教育に関する「大綱」を策定します。

策定にあたっては、桑名市総合計画を基本とし、国の「第2期教育振興基本計画」及び三重県教育委員会の「三重県教育ビジョン」を斟酌しました。その内容については、本市の教育が目指す基本的な方向性を示すとともに、次代を担う“くわなっ子”を育むための、家庭・学校・地域のすべての大人へのメッセージでもあります。

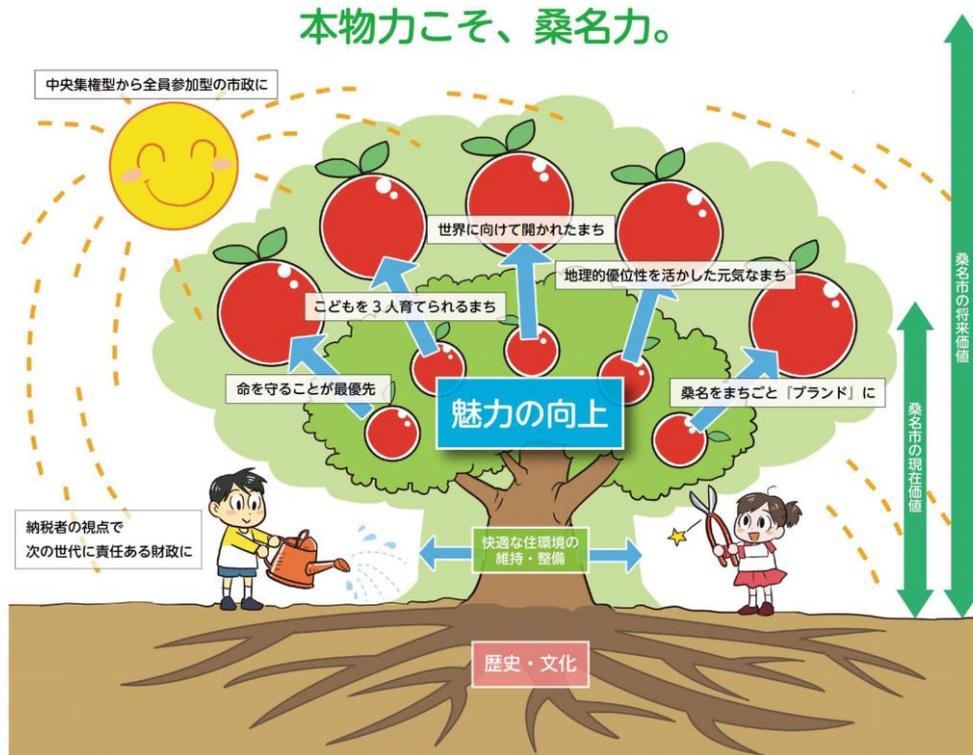
\* 2ページに桑名市総合計画における教育分野の抜粋を掲載。

# 2 期間

本大綱の期間は、平成28(2016)年度から、桑名市総合計画の前期終了時にあたる平成31(2019)年度までとします。

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
桑名市総合計画	10年間									
	前期					後期				
桑名市教育大綱	4年間									

\* 「桑名市総合計画」から抜粋



桑名の歴史や風土、地理的な位置、そして先人の築き上げてきた文化や産業などは、現在の快適な住環境を支える「根」となっています。

そして、快適な住環境や都市基盤は、今あるまちを支える「幹」と言えます。この「根」と「幹」の上に多くの「本物の実」がなっています。「まち」はこのようにイメージすることができます。

この「幹」を太くし、「本物の実」をさらに大きくする力、これが「桑名力」です。

【教育分野の抜粋】

\* 子どもを3人育てられるまち

学校は	みんなの未来	伸ばす場所	学校教育
なくしたい	差別の心	今からここから自分から	人権教育

\* 世界に向けて開かれたまち

グローバル	世界はひとつ	見て触れて	国際理解教育
-------	--------	-------	--------

\* 桑名をまちごと「ブランド」に

親しもう	文化やスポーツ	日頃から	文化・スポーツ
学ぶ機会	いつでもどこでも	だれにでも	生涯学習

### 3 本市教育の現状と課題

---

#### (1) 少子化への対応

本市の人口は、平成 27 年 12 月末現在約 14 万人です。平成 26 年の国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市人口は、ほぼ横ばいで推移していくものの、25 年後の平成 52 年には約 12 万人となり、現在より約 2 万人(15%)減少すると推計されています。一方、その人口構成は大きく変わっていきます。市民全体に占める 14 歳以下の年少人口及び 15 歳以上 64 歳以下の生産年齢人口が減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加し、平成 52 年には 3 人に 1 人が高齢者となります。

児童生徒数は、急激ではないものの、年々減少していきませんが、学区により大きく異なります。平成 27 年度現在、市立小学校のほぼ半数にあたる 13 校が小規模校であり、そのうちの多くの学年が単学級でクラス替えのできない状態です。こうした傾向はさらに顕著になっていき、数年先には複式学級を余儀なくされる学校も現れます。

学校規模が小さくなるにつれ、子どもたちの人間関係が固定化されがちとなり、自分の思いを積極的に伝え合う力や互いに多様性を尊重し、支え合う力などの育成が図りにくくなる等、いくつかの影響が懸念されます。

特に、小学校の小規模校については、子どもたちの学びと育ちにとって望ましい集団の確保が必要です。今後、少子化に対応した学校の適正規模・適正配置が求められ、小中一貫教育を含めた、新しい時代の教育環境を構築する必要があります。

#### (2) グローバル社会に生きる日本人の育成

ヒト・モノ・カネ・情報などが、かつてないほどのスピードで、地球規模で行き交う「グローバル時代」が到来しています。世界市場の中心は、欧米から、アジアなどの新興諸国へ移っています。国際社会のグローバル化の動きは、日本においても経済活動や人の往来はもとより、情報伝達や文化活動等日常生活の様々な面に及んでいます。

近年、外国人の定住化が進み、本市においても現在 3 千人近くの方が在住しています。このため、日本語指導が必要な外国人児童生徒に対する教育を充実させるとともに、外国人児童生徒や帰国児童生徒のみならず、すべての子どもたちにグローバル社会に生きるために必要な資質を身に付けさせることが期待されています。

また、国内外の外国人との交流の機会が増える中、国際社会に生きる日本人としての自覚をもたせることや、民族や国籍を異にする人々が互いの文化や習慣を尊重し、共に生きる心を育むことが重要です。世界的な競争と共生が進む現代社

会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語・文化・価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識を持った人づくりが望まれます。そのツールとしての外国語(英語)力の向上も必要となります。

### (3) 情報モラルや情報活用能力の育成

近年、子どもたちの携帯電話やスマートフォン等の情報通信機器の利用の増加に伴い、メールやインターネットを利用する機会が増え、LINE、Facebook、TwitterなどのSNSを利用した情報発信が盛んに行われるようになってきています。これらは、便利なツールである一方で、利用の仕方によっては健やかな成長を阻害する情報にさらされたり、トラブルに巻き込まれたりする危険が増大しています。いじめが全国的に大きな社会問題となる中、本市においても「ネット上のいじめ」という新しい形のいじめの問題が発生しています。

平成27年度全国学力・学習状況調査によると、本市児童生徒の携帯電話やスマートフォンの所持率は、中学校3年生で82%、小学校6年生で52%となっており、その所持率は年々増加する傾向にあります。また、子どもたちの中には、1日3時間、4時間と携帯電話やスマートフォンに没頭し、睡眠時間が十分に取れないばかりでなく、片時も手放せないという依存の状況が垣間見られます。

今後は、次々と変化していく情報システムや情報を取り巻く環境に対応できるよう、子どもたちには情報モラルや情報活用能力を育成していくとともに、PTAや青少年育成市民会議などの関係機関と連携しながら、家庭における情報機器の利用方法についても取り組みを進める必要があります。

### (4) 貧困状態にある家庭の子どもへの対応

厚生労働省の調査では、平成24年時点の「子どもの貧困率」が16%とおおよそ6人に1人、とりわけ一人親世帯では55%と2人に1人を超える子どもが貧困の状態にあるという深刻な事態が明らかになっています。

貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼしますが、その責任は子どもたちにはありません。子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態にある家庭の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策を総合的に推進しなければなりません。こういったことを目的に、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されました。

また、平成27年4月には、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、早期に支援を行い、自立の促進を図ることを目的に「生活困窮者自立支援法」が施行されました。本市でも

同法に基づき相談窓口が設置され、生活に困った人は、相談窓口で相談すれば、状況に応じて就労訓練や子どもの学習支援などが受けられます。

今後は、貧困状態にある家庭の子どもには、学校での生活や学習だけでなく、家庭における生活や学習においても注視や支援・指導を行いながら、すべての子どもたちの学力を確実に保障することが必要です。また、学校を窓口として福祉関連機関と連携した取り組みを進めていくことも必要です。

## (5) 学校施設の整備

本市における学校の歴史は古く、江戸時代にまで遡ることができます。明治の学制頒布に伴い市内各地に学校が設置されており、そのうち、創立 100 年を超える学校が、旧桑名地区に 12 校、多度地区に 4 校、長島地区に 3 校あります。地域との結びつきも非常に強いところが特徴です。これらの学校は伊勢湾台風後に建て替えられていますが、設置から半世紀を超える施設も多くあり、老朽化への対応が課題の 1 つになっています。しかしながら、今後、更新時期を迎えるすべての学校を建て替えることは、多大な財政負担を要することから、極めて困難な状況にあります。

一方、学校施設は、地域住民の生涯にわたる学習・文化・スポーツなどの活動の場となる上、地震等の非常災害時における地域の避難所としての役割や地域コミュニティの拠点としての役割を担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設でもあります。

以上のことを踏まえると、これからの学校は、子どもたちが安全に安心して学習できる環境づくりはもちろんのこと、社会環境の変化や地域特性に応じ、多機能化・複合化された施設となるよう検討する必要があります。

## (6) 教員研修の充実

平成27年4月1日現在、市立の小中学校では、教員の49%が経験10年未満となっています。その原因は、団塊世代教員の退職以後も毎年20名程度の退職が続いていることと、他地域からの新規採用者のほとんどが数年経つと出身市町等へ異動することにあります。今後も、このような状況が続くと予想されます。

一方、学校に対する保護者や地域の願いや期待は様々です。子どもたちへの個に応じた対応も必要です。こういった状況の中、担任一人だけの判断や対応だけではうまく機能しないこともあります。ときには、学校としての判断や対応が必要となることから、学校としての組織力を上げることもたいへん重要です。

本市では、「教師道場」と称して教職経験のステージに応じた研修会や、自ら希望して参加する講座を開設しています。学校経営や学校の取り組みを自ら振り返る学校経営品質、学校自己評価、学校関係者評価等の取り組みを進めています。今後とも、若い教員か否かにかかわらず、すべての教員の力量を向上させるとともに、学校としての組織力を向上させていく取り組みを進めていかなければなり

ません。また、教員の世代交代が進む中、今まで先輩教員が培ってきた指導方法や生徒理解など、教員としての知恵の結晶を次世代に伝承していくことも必要です。

## (7) 人権教育の深化・拡充

本市では、部落差別をはじめ、障害者、外国人、子ども、女性等にかかわるあらゆる差別や人権侵害を解消するために、市民の人権感覚の高揚や人権意識の向上につながる様々な取り組みを進めています。

しかし、部落差別を助長・容認する意識は根強く残っており、依然として被差別部落への差別的な発言や落書き、ビラまき等の差別事象が後を絶ちません。さらに、無関心が差別を助長し、差別や人権侵害の解消に向けた取り組みを難しくしている現状もあり、部落問題の解決に向けた取り組みをより一層深くていねいに進めていく必要があります。加えて、インターネット等を利用した新たな人権課題にも対応していかなければなりません。

引き続き、「差別の現実から深く学ぶこと」「差別を自分の問題として考えること」「差別解消に向けての展望をもつこと」を重要な視点として、より地域の実態に即した教育実践が必要です。

## (8) いじめの未然防止と早期発見・早期解決

いじめは、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、ときには、命さえ奪ってしまうものであり、決して許されるものではありません。また、いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こりうるものであります。

本市では、くわなっ子育成方針において、平成26～28年度の重点目標の一つとして「いじめの根絶」を設定して取り組んできました。また、平成26年5月には、「桑名市いじめ防止基本方針」を定め、桑名市いじめ問題専門委員会、桑名市いじめ問題対策連絡協議会等、関連する機関を設置するとともに、具体的な取り組みを積み重ねてきました。

平成27年度には、これまでの取り組みにかかわって、桑名市いじめ問題専門委員会から、本市におけるいじめの防止等の施策について答申を受けました。

その中で、「いじめの未然防止のためには、子どもたちの自己肯定感を上げることが重要であること」「いじめの認知件数の増減にこだわることなく、小さいいじめから確実に解消させていくことが重要であること」「最近のネット環境にかかわって、プラス面とマイナス面の発信に加え、ネット依存にならないようにすることが重要であること」が強調されました。

今後は、この答申を十分に踏まえて取り組みを進めていかなければなりません。

## 4 基本理念

---

### “夢を持ち その夢に向かって努力する子を育てます”

様々な社会の変化に対応して、自分らしく生きるには、また、豊かな社会を築くには、どんな生き方をしたいのか、どんな社会にしたいのかという夢が必要です。そして、人は夢を持ち、その夢に向かって取り組むとき、生き生きと充実した日々を過ごすことができます。無限の可能性を持つ子どもたちも、自ら夢を持ち、その夢に向かって努力することが重要です。

そのためには、教育環境をしっかり整えなければなりません。そして、子どもたち自身が大きな夢を持つとともに、身近なところに目標を掲げて、仲間とともにチャレンジし、成し遂げる経験を重ねることが大切です。そうすることで、自尊感情が高まり「生きる力」が育まれます。それは、未来を切り拓く力や豊かな社会を築く力となり、子どもたちの可能性をますます広げていくことになります。

“まちづくりは人づくりから”と言われるように、子どもたち一人ひとりの健全な育ちが豊かなまちづくりにつながります。桑名市総合計画にある「子どもを3人育てられるまち」の一環として、すべての子どもが夢を持ち、夢に向かって努力することができるように、家庭・学校・地域が一体となって取り組みを進めていきます。

## 5 基本方針

---

「基本理念」の実現に向けた基本的な取組姿勢として、3つの視点に立ち、7つの「基本方針」を示します。

《視点1》 未来を切り拓く「生きる力」の育成を図ります。

### 基本方針 1 確かな学力の定着と向上

- 主体的に学習する態度や自ら学ぶ力を育むとともに、生涯にわたって学び続ける基盤を培います。
- 基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する能力を育てます。
- 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びができるよう特別支援教育を推進します。
- 国際社会に生きる日本人として必要な資質や能力を育成するとともに、外国語（英語）力の向上に努めます。

### 基本方針 2 豊かな心と健やかな体の育成

- 児童生徒の内面に根ざした道徳性の育成を図り、豊かな人間性を育てます。
- 人権教育をすべての教育の基盤と捉え、自他の人権を守るために行動できる力を育みます。
- いじめ・不登校をなくす取り組みを進めます。
- 桑名市の自然や産業、歴史や文化にかかわる学習を進め、桑名に愛着と誇りを持ち、桑名を大切にすることを育てます。
- 健康の増進と体力の向上を図るとともに、生涯にわたって健康で充実した生活を送るための基盤を培います。

《視点2》 子どもたちが生き生きと生活できるよう支援します。

**基本方針 3** 地域とともにある学校づくり

- 地域に開かれた魅力ある学校づくりや、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりを進めます。
- 子どもたちの育ちに必要環境を整えるために、小中一貫教育の研究を進めます。

**基本方針 4** 教員研修の充実

- すべての教員の指導力向上のための研修を充実させます。
- 学校としての組織力を向上させていく取り組みを進めます。

**基本方針 5** 教育環境の整備

- 安全で安心して学ぶことのできる教育環境や教育相談体制を整えます。
- 安全教育・防災教育・防災対策の推進に取り組みます。

《視点3》 郷土に誇りを持ち、生涯にわたり学び続ける環境をつくりま

**基本方針 6** 文化・スポーツの振興

- 市民が生涯にわたりスポーツを楽しむことのできる環境づくりを進めるとともに、市民の自発的なスポーツ活動を支援します。
- 市民が優れた文化や芸術に触れたり自己啓発したりする機会を提供します。
- 桑名の歴史や文化、スポーツなど、桑名ブランドの発信と活用を進めます。
- 桑名市スポーツ振興計画に基づき取り組みを進めます。

**基本方針 7** 生涯学習の推進

- あらゆる世代の市民が、いつでも学び交流できる環境を整えます。
- 桑名市生涯学習推進計画に基づき取り組みを進めます。